

保育士等キャリアアップ補助金Ⅱに関するよくある問い合わせ（FAQ）（令和8年6月30日時点）

※キャリアアップ補助金Ⅱは処遇改善等加算区分3（認証保育所は、技能・経験に着目した加算）に準じた取り扱いをしているため、国の動向により取り扱いが変更となることがございますのでご注意ください。

No	項目	照会内容	回答
1	制度	キャリアアップ補助金Ⅱの補助額はどのように計算するのか？	キャリアアップ補助金Ⅱの補助額は、次の算式により計算した額です。 <算式> 加算対象人数×単価×賃金改善実施期間の月数 ※単価は、施設種別ごとに異なります。
2	制度	加算対象人数とはどのような人数か？	加算対象人数とは、次の算式により計算した人数です。 <算式> 基礎職員数－人数A－人数B ※基礎職員数、人数A及び人数Bの考え方は施設種別ごとに異なります。
3	制度	基礎職員数とはどのような人数か？	基礎職員数とは、処遇改善等加算区分3の適用申請様式（加算算定対象人数等認定証明書）にて算定する「加算対象人数の基礎となる職員数」のことで、「園長・主任保育士を除く職員」を想定しています。 ※認証保育所の場合、「技能・経験に着目した加算」に読み替えてください。
4	申請	キャリアアップ補助金Ⅱは、加算対象人数を基に算出した金額で申請しなくてはならないのか。例えば、加算対象人数は9人だが、新たにキャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善を行う予定の職員は2人しかいない。	キャリアアップ補助金Ⅱは、加算対象人数を基に算出した「基本額」と、実際に賃金改善を行う額（法定福利費等の事業主負担増加額を含む）である「補助対象経費」とを比較して、少ない方の額（都補助金所要額）を申請していただけます。照会内容の例ですと、基本額は加算対象人数である9人を基に自動算出されますが、補助対象経費は2人に対する賃金改善予定額とすることができます。
5	申請	認定こども園の基礎職員数、人数A及び人数Bの算定の仕方は？ （認定こども園に1号認定児が在籍しているが、1号認定児を含めてキャリアアップ補助金Ⅱの基礎職員数を算定してよいか？）	認定こども園の基礎職員数は2、3号児のみで算定します。 計算方法は「交付要綱名」別表4のとおりです。 具体的には以下ようになります。 （例） 国処遇改善等加算通知第4の3（1）の人数A 5人 2・3号認定の児童数を基に算定した基礎職員数 10人 国処遇改善等加算通知第4の3（1）の基礎職員数 15人 $5 \times 10 / 15 = 3.3 \dots$ この場合、人数Aは3人

No	項目	照会内容	回答
6	申請	企業主導型の基礎職員数、人数A及び人数Bの算定の仕方は？ （企業主導型保育事業の従業員枠にも児童が在籍しているが、従業員枠の児童も含めてキャリアアップ補助金Ⅱの基礎職員数を算定してよいか？）	企業主導型保育事業の基礎職員数は地域枠に在籍する児童のみで算定します。 計算方法は「交付要綱名」別表４のとおりです。 具体的には以下ようになります。 （例） 企業主導型保育事業費補助金実施要綱別紙２第４の３の人数A ５人 地域枠に在籍する全ての在籍児童数を基に算定した基礎職員数 ５人 企業主導型保育事業費補助金実施要綱別紙２第４の基礎職員数 １５人 $5 \times 5 / 15 = 1.6 \dots$ この場合、人数Aは２人
7	申請	企業主導型について、施設所在地以外の区市町村に在住している児童の分は、施設所在地と児童の居住地のどちらが申請をするのか。	キャリアⅠと同様に、それぞれの児童の居住地の区市町村が申請を行います。 なお、企業主導型の基準額は次の算式によって算定します（施設所在地区市町村も同様）。 <算式> 加算対象人数×６，１３０円×賃金改善実施期間の月数×地域枠の在籍児童数（申請区市町村分）／地域枠に在籍している全ての在籍児童数 （例） 加算対象人数２人、賃金改善実施月数１２カ月、地域枠に在籍している全ての在籍児童数３０人の施設の場合 例①他区市町村にある上記施設に自区市町村に居住している児童が５人在籍している場合 $2 \times 6,130 \times 12 \times 5 / 30 = 24,520$（円） 例②自区市町村に上記施設があり、他区市町村に居住している児童が１０人在籍している場合 $2 \times 6,130 \times 12 \times 20 / 30 = 98,080$（円） 例③自区市町村に上記施設があり、地域枠の在籍児童全員が自区市町村に居住している場合 $2 \times 6,130 \times 12 \times 30 / 30 = 147,120$（円）
8	申請	企業主導型は毎月基礎職員数を算定しているが、キャリアアップ補助金Ⅱの基礎職員数の算定にあたり、何月分を参照すればよいか？	企業主導型保育事業費補助金実施要綱の処遇改善等加算区分３の算定の基礎となる職員数（地域枠の在籍児童数で算定）について、４月申請分の数値を使用し、キャリアアップ補助金Ⅱの基礎職員数を算定します。 ※４月申請時点で地域枠の在籍児童がいない場合は、地域枠の在籍児童がその年度で初めて１人以上となった月の申請分の数値を使用します。

No	項目	照会内容	回答
9	要件	キャリアアップ補助金Ⅱの対象となる職員の要件として、保育士等キャリアアップ研修（以下、研修）を修了していることとあるが、年度途中で研修を修了した場合、キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善の対象となるか？	年度途中で研修を修了した場合であっても、キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善の対象となります。この場合、キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善が受けられるのは、研修修了日（研修修了証の交付日）の翌月（修了日が1日である場合は当月）からとなります。（講義を受講した日が研修修了日となるわけではありません。） ※認証保育所も同様の取扱いです。
10	要件	処遇改善等加算区分3の対象となっている職員であっても、キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善を行ってもよいのか？	キャリアアップ補助金Ⅱは、処遇改善等加算区分3を基に賃金改善を受けている職員は対象外となります。 ※認証保育所の場合、「技能・経験に着目した加算」に読み替えてください。
11	要件	処遇改善等加算区分3を基に賃金改善を受けている職員はキャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善の対象外とのことだが、この判断は月ごとに行ってもよいのか？	処遇改善等加算区分3を基に賃金改善を受けている職員が否かは月ごとに判断していただいても構いませんが、その場合、当該職員について、処遇改善等加算区分3を基に賃金改善を受けている月なのか、キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善を受けている月なのかを各施設において管理しておく必要があります。 ※認証保育所の場合、「技能・経験に着目した加算」に読み替えてください。
12	要件	キャリアアップ補助金Ⅱを活用している施設において、処遇改善等加算区分3の対象職員が、年度途中で計画時には想定していなかった事情（休暇等）により賃金改善が実施できなくなった場合、処遇改善等加算区分3の残額はどのように扱えばよいでしょうか。	処遇改善等加算区分3による賃金改善を予定していた職員が、年度途中で計画時には想定していなかった事情により賃金改善が実施できなくなった場合、処遇改善等加算区分3の残額は、『処遇改善等加算に関するFAQ』に基づいて、処理していただいて構いません。なお、キャリアアップ補助金Ⅱの対象職員が、年度途中で計画時には想定していなかった事情（休暇等）により賃金改善が実施できなくなり、キャリアアップ補助金Ⅱの残額が生じた場合は、返還が必要となります。 ※認証保育所の場合、「技能・経験に着目した加算」に読み替えてください。 以下、抜粋『処遇改善等加算に関するFAQ（よくある質問）：第7版（令和8年5月15日時点版）』NO.50 Q：区分3の対象職員が、年度途中で計画時には想定していなかった事情により休業となった場合、どのように賃金改善を行えばいいでしょうか。 A：その場合には、代理の職員の発令等を行い、当該職員に対して賃金改善を行うことが基本となります。ただし、休業となった時期や園の職員構成等を考慮し、代理の職員の発令等が難しい場合には、別途代理の職員の発令等は行わず、施設職員の賃金改善に充てていただければ問題ありません。その際、対象者・改善額・改善方法については、施設において自由に行っていただくことが可能です。例えば、副主任保育士等として発令を行っていない職員に配分することや一時金によって支払うこと、翌年度の賃金改善に充てることも可能です。なお、この場合、結果として、月額4万円を上回る配分となることも差し支えありませんが、当初想定し得なかった事情による残額の調整であることが分かるように実績報告書に記載してください。

No	項目	照会内容	回答
13	要件	キャリアアップ補助金Ⅱは処遇改善等加算区分3を基に賃金改善を受けている職員は対象外となるということだが、処遇改善等加算区分3の対象職員が年度途中で計画時には想定していなかった事情等で休業となった場合などにより、処遇改善等加算区分3に残余が発生した場合、これを一時金によって賃金改善を受けた職員は、処遇改善等加算区分3を基に賃金改善を受けている職員には該当しないという理解でよいのか。	お見込みのとおりです。また、過年度の処遇改善等加算区分3の残額が発生した場合などにより、一時金によって賃金改善を受けた職員も、処遇改善等加算区分3を基に賃金改善を受けている職員には該当しません。 ※認証保育所の場合、「技能・経験に着目した加算」に読み替えてください。
14	要件	処遇改善の対象の要件に「概ね3年以上の経験年数を有すること」とあるが、経験年数が足りない職員は処遇改善の対象とならないのか。	経験年数は概ねの「目安」であり、各園の職員の構成や状況を踏まえて、経験年数が3年未満の職員であっても、施設の判断で柔軟に対象とすることができます。
15	要件	賃金改善を行う役職の名称は必ず「職務分野別リーダー」でなければならないのか。	「職務分野別リーダー」は、あくまで例としてお示ししたものであり、各施設における業務実態等を踏まえ、これ以外の名称を使用することも可能です。
16	要件	処遇改善等加算区分3の加算算定対象人数の算定においては、人数Bの算式は「『人数B』＝『基礎職員数』×1/5」となっていますが、研修修了者が人数Bに満たない場合、当該研修修了者の人数で算定することとなった。研修修了者が人数Bに満たない場合、キャリアアップ補助金Ⅱを受け取ることはできるか。（追加）	「キャリアアップ補助金Ⅱ」は、処遇改善等加算区分3における加算対象人数の上限（園長・主任保育士を除く保育士等全体の1/5）を超えて、職務分野別リーダーを配置した場合の処遇改善に要する経費（月額5千円）を支援する補助金であるため、研修修了者が「『基礎職員数』×1/5」に満たない場合は、補助の対象となりません。
17	要件	処遇改善等加算区分3の配分については、研修修了見込みの者も対象にできることとなったが、キャリアアップ補助金Ⅱにより、研修修了見込みの者の賃金改善を行うことも可能になるのか。（追加）	キャリアアップ補助金Ⅱでは、質問のような要件の緩和はありません。キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善が受けられるのは、研修修了日（研修修了証の交付日）の翌月（修了日が1日である場合は当月）からとなります。
18	賃金改善	キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善は月額5,000円を想定しているようだが、5,000円を超える賃金改善または5,000円未満の賃金改善も可能なのか？	キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善額は、原則月額5,000円ですが、各施設における給与水準のバランス等を踏まえて必要な場合には、月額5,000円以上40,000円未満の改善額とすることも可能です。ただし、この場合、処遇改善等加算区分3の副主任保育士等に対する加算を基とした賃金改善額のうち最も低い額を超えない範囲で行ってください。なお、5,000円未満の賃金改善はできません。 認証保育所の場合は、原則月額2,500円ですが、各施設における給与水準のバランス等を踏まえて必要な場合には、月額2,500円以上の改善額とすることも可能です。ただし、この場合、技能・経験に着目した加算の第3職層に対する加算を基とした賃金改善額のうち最も低い額を超えない範囲で行ってください。なお、2,500円未満の賃金改善はできません。 ※事業所内保育事業及び企業主導型保育事業（地域枠）については、補助額に応じた賃金改善額としてください。

No	項目	照会内容	回答
19	賃金改善	キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善は、4月分の給与から行わなければならないのか？	キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善は、役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給の改善により行います。ただし令和8年度については、キャリアアップ補助金Ⅱの算定式の変更に係る制度改正が年度途中となったため、一時金による賃金改善も可能とします。令和9年度以降は毎月決まって毎月支払われる手当又は基本給の改善により行います。 なお、この場合であっても賃金改善の対象となる期間は、研修修了要件を満たしている必要があります。
20	賃金改善	非常勤職員や派遣職員への賃金改善も可能か？	要件（研修受講や職務分野別リーダーとしての発令）を満たしていれば可能です。
21	賃金改善	保育従事者以外の職員への賃金改善は可能か？	要件（研修受講や職務分野別リーダーとしての発令）を満たしていれば可能です。
22	賃金改善	新規採用職員への賃金改善は可能か？	要件（研修受講や職務分野別リーダーとしての発令）を満たしていれば可能です。
23	賃金改善	キャリアアップ補助金Ⅱの補助額に残額が発生した場合、キャリアアップ補助金Ⅱの対象職員へ一時金を支払うことは可能か？また、キャリアアップ補助金Ⅱの対象となっていない職員へ一時金で賃金改善を行うことは可能か？	キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善は、役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給の改善により行います。そのため、残額が発生した場合は、返還していただくことになります。
24	賃金改善	職員全員を何らかの役職につけて補助対象とすることも可能か。	職位、職責、職務内容等に応じて適切な賃金改善を行い、職員がキャリアアップできる人事体系・給与体系を整備した上であれば、職員全てに発令して職位に付け、加算対象とすることも可能です。
25	賃金改善	賃金改善は、基本給のベースアップという方法でもよいか？	可能です。施設の実情に応じて柔軟に対応してください。なお、キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善の金額は、その名称や内訳等を明確に管理してください。
26	賃金改善	基本給により改善した場合、連動して賞与も引きあがることとなるが、その分も賃金改善額として取り扱うことはできるか。	月額による改善分のみが賃金改善額として取り扱われるものであり、連動して引き上がった賞与分について賃金改善額として取り扱うことはできません。
27	賃金改善	職務分野別リーダーに関する賃金改善に対応する超過勤務手当の増額分については、賃金改善額に含めることは可能か。	賃金改善は、月額で確実に行う必要があります。そのため、各月で変動する超過勤務手当の処遇改善に伴う増加分については、賃金改善額には含めないこととします。

No	項目	照会内容	回答
28	賃金改善	加算対象人数が9人だが、実際にキャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善を行う予定の職員は3人の予定。この場合、この3人に月額15,000円の賃金改善を行うことは可能なのか。	可能ですが、①将来的に加算対象人数が下がる可能性がある、②将来的にキャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善を行う予定の職員が増える可能性がある、などにより、キャリアアップ補助金Ⅱによる15,000円の賃金改善を継続することが難しくなる恐れがあります。そのため、キャリアアップ補助金Ⅱで原則としている5,000円を超える賃金改善は計画的に行う必要があります。 ※認証保育所も同様です。
29	賃金改善	自治体の補助金の支払が毎月払いではないため、施設が、毎月の賃金改善に、保育士等キャリアアップ補助金Ⅱを活用することができない場合、賞与等の一時金による賃金改善は可能か？	自治体からの補助金の入金時期が毎月ではない場合に限り、賞与等一時金による賃金改善も可能です。
30	補助額	キャリアアップ補助金Ⅱの補助額は、処遇改善等加算区分3における「加算対象人数の基礎となる職員数」を元に算出されるが、使い切れなかった場合は返還することになるのか？	お見込みのとおりです。なお、キャリアアップ補助金Ⅰによる返還金とキャリアアップ補助金Ⅱによる返還金はそれぞれ計上します。 ※認証保育所の場合、「技能・経験に着目した加算」に読み替えてください。
31	補助額	キャリアアップ補助金Ⅰには、キャリアパス要件に応じた調整、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表に応じた調整、情報公開等の取組に応じた調整により、補助額が減額される仕組みになっているが、キャリアアップ補助金Ⅱにはこのような調整があるのか？	キャリアアップ補助金Ⅰと同様の調整となるため、当該調整を受ける場合は、キャリアアップ補助金Ⅰ及びⅡは同様に減額となります。 【例1】非常勤職員を雇用しているが、非常勤職員に対してキャリアアップ補助金Ⅰによる賃金改善を行わなかった場合、キャリアアップ補助金Ⅰ及びⅡの補助額が半額となる。 【例2】当年度、前年度、前々年度に福祉サービス第三者評価を受審しなかった場合、当年度のキャリアアップ補助金Ⅰ及びⅡの補助額が半額となる。
32	その他	キャリアアップ補助金Ⅱにおける法定福利費等の事業主負担増加額の範囲はどのようなものか。	法定福利費等の事業主負担増加額は、次のものを含みます。 健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、労災保険料等における、処遇改善による賃金上昇分に応じた事業主負担増加分、法人事業税における処遇改善による賃金上昇分に応じた外形標準課税の付加価値額増加分、退職手当共済制度等における掛金等が増加する場合の増加分
33	その他	キャリアアップ補助金Ⅱにおける法定福利費等の事業主負担増加額は、どのように計算すれば良いか。	キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては、各施設の賃金改善方法等に応じた適切な方法により算定してください。
34	その他	キャリアアップ補助金Ⅱとして受け取った額の一部を他の施設へ拠出または受入することは可能か？	キャリアアップ補助金は当該施設のみで使用可能です。そのため、処遇改善等加算区分3のように他施設への拠出や受入は不可です。 ※認証保育所の場合、「技能・経験に着目した加算」に読み替えてください。

No	項目	照会内容	回答
35	その他	職務・給与体系の整備が遅れている場合、令和８年４月に遡及して支給することは可能か。	保育所等で職務・給与体系の整備（発令等を含む）が遅れている場合、４月から保育所等において実態として職務に応じた職員体制が整備されている場合には、４月に遡及して支給を行うことは可能です。 ※NO.19と同様、令和８年度は年度途中で制度改正を行ったことによる特例的な取り扱いとなります。
36	その他	キャリアアップ補助金Ⅱとして受け取った額の一部を次年度に繰り越すことは可能か？	キャリアアップ補助金Ⅱとして受け取った額の一部を次年度に繰り越すことはできません。